

相當措置ナラムト信ス依テ朱書ノ通
修正ヲ加ヘタリ

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長宛

付

修正案ハ内閣ト協議済

明治三十六年十月二十一日

書記官長 大久

主任書記官

大

書記官

印

審査報告

謹テ今回御諮詢ノ各省官制通則中

改正ノ件ヲ審査スルニ総務長官及官房

長ヲ廢シテ吏ニ次官ヲ置キ總務局ヲ廢

シテ其ノ事務ヲ大臣官房ニ移シ大伴ニ於
テ明治三三三年ニ於ケル本則改正以前ノ
状態ニ復セシメテトシ仍舊信者ニ於テハ
通信局ニ屬スル會計事務ノ如キハ極メテ多
端ニシテ目下通信局内ノ庶務、管線及調度

ノ三課ラシテ其ノ事務ヲ分掌セシメテ凡ルモ
其ノ所管ノ経費頗多額ニシテ特ニ高シ
置テ之ヲ掌ラシムルモ不當ナラサルノミナラス
同者ノ會計事務ヲ掌ラシムルノ
掌理ニ屬セシムルヲ便トスルヲ以テ陸軍省

海軍省に於ては上同との力爲特の局置

クニトラ得てはトスルモノニシテ支障ノ爲ナシト

認め

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

議長宛

書記官長

明治三十六年十一月二十六日

書記官長 松代

主任書記官



書記官

長

審査報告

謹テ今回御諮詢ノ陸軍服役條例改正件

ヲ審査スルニ現行服役條例ニ於テハ大將ノ現役

定規年齢ヲ定メサルヲ以テ承継以外ハ大將ニシテ人